

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

令和8年2月21日

岩城国際法律事務所

弁護士 岩城 肇 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

令和8年2月6日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

A社は、照会書に掲げられた業務に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に基づく建設業の許可を受けることを要しない。

2 見解及び根拠

A社が行おうとする行為は、ローカル5G通信の有償サービスを顧客に提供するために、自ら所有する5Gネットワーク機器を顧客拠点内に設置し、維持管理するものである。

当該機器の設置には建設工事に該当する可能性がある作業を含むが、A社と顧客との間においては、当該サービスの提供に係る役務提供契約のみが締結されており、設置について顧客からは対価を受け取らず、A社が自己の費用で自ら発注者として建設業者に依頼するものであるため、A社が顧客との間で締結する契約は建設業法第24条に定める「建設工事の完成を目的として締結する契約」とは解されないと考えられる。よって、A社が行おうとする行為は建設業法第2条第2項に定める「建設工事の完成を請け負う営業」にはあたらず、A社は法第3条第1項に基づく建設業の許可を受けることを要しない。